

令和元年 第6回

北見市第一農業委員会総会議事録

日 時	令和元年10月25日(金)
場 所	第一農業委員会会議室
	午前10時00分 開会
	午前10時30分 閉会

1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 議案第4号
- 第 7 議案第5号
- 第 8 報告第1号
- 第 9 報告第2号

2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく北見市農業振興地域整備計画の変更について
- 第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 7 議案第 5 号 現況証明願について
- 第 8 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 第 9 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

3 令和元年第6回北見市第一農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	前澤 一幸 君		
2	高橋 秀幸 君		
3	吉田 和子 君		
4	渡邊 幸夫 君		
5	畑中 利男 君		
6	福田 保志 君		
7	中村 圭一 君		
8	萩原 和裕 君		
9	入倉 孝徳 君		
10	安斉 誠一 君		
11	芝山ひとみ 君		
12	岡田 貢 君		
13	大林 実 君		

	氏名	出席	欠席
14	(欠番)		
15	馬場 正寛 君		
16	竹下 雅英 君		
17	杉山 茂樹 君		
18	竹中 秀樹 君		
19	黒須 倫子 君		
20	米森 裕之 君		
21	岡部 浩 君		
22	國田 恭一 君		
23	鎌口 幹雄 君		

出席 22 名
 欠席 0 名
 欠員 1 名

(2) 事務局出席

事務局 長	武田 嘉憲 君
事務局 次長	宮部 秀明 君
農地課 長	市山 恵一 君
総務係 長	清水 拓 君
農地係 長	谷地 洋光 君

(3) 議長 鎌口 幹雄 君
 署名委員 13番 大林 実 委員
 署名委員 15番 馬場 正寛 委員

事務局長
(武田 嘉憲君)

本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。
それでは、令和元年第6回北見市第一農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局長
(武田 嘉憲君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。
会長、よろしく願いいたします。

議長
(鎌口 幹雄君)

これより、令和元年第6回北見市第一農業委員会総会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いいたします。

事務局次長
(宮部 秀明君)

ご報告を申し上げます。
ただいまの出席委員数は、22名全員の出席であります。
次に、本日の総会議案をお手元に配付いたしてございます。
以上であります。

議長
(鎌口 幹雄君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。
本日の議事録署名委員は、13番 大林委員、15番 馬場委員の両名を指名いたします。
次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日限りと決定いたします。
次に、日程第3、『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の1ページでございます。
議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。
今回の申請は、使用貸借による権利が2件であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
なお、許可に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が12筆で、合計面積は112,613㎡であります。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第2班よりご説明をお願いいたします。

6番
(福田 保志君)

番号1番についてご説明いたします。
権利の種類は使用貸借による権利です。土地の所在は、東相内町

「畑」、外「畑」4筆、合計面積は16,180㎡。貸主は、
さん。借主は、
です。申請事由は、新たに法人を設立したので、農地を法人に貸し付け
けるというものです。
以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班よりお願いいたします。

1 番
(前澤 一幸君)

番号2番についてご説明いたします。
権利の種類は使用貸借による権利です。土地の所在は、川東
「畑」、
外「畑」6筆、合計面積は96,433㎡。貸主は、
さん。借主は、
です。申請事由は、自ら経営する法人に農地を貸し付けるというものです。
以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて
おります議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議
ございませんか。

～異議なしの声多数～

議 長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第4、『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請につい
て』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の2ページから3ページでございます。
議案第2号 「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたし
ます。
今回の申請は4件で、許可に係る地目及び転用面積は、3ページ欄外に記載の
とおり、「田」が2筆、「畑」が7筆、「宅地」が1筆で、合計面積は21,453.73
㎡であります。
以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班
の協議を経ておりますので、まず、第2班よりご説明をお願いいたします。

4 番
(渡邊 幸夫君)

番号1番についてご説明いたします。
令和元年10月17日に福田委員、畑中委員と共に事前調査を行いました。土
地の表示につきましては、美園
外1筆、合計面積は、919㎡です。申
請人は、
さんです。転用目的及び計画の内容は、農家住宅、庭、車輛
置場。申請事由は、新たに農家住宅を建築するというものです。所在につつま
しては、オホーツク農業共済組合本所から北に約200m進んだところに位置して

おります。

以上、特に問題は無いと判断いたしました。ご協議の程、よろしくお願いいたします。

7番
(中村 圭一君)

番号2番、3番についてご説明いたします。

番号2番、令和元年10月16日に福田委員、高橋委員と共に事前調査を行いました。土地の表示につきましては、西相内 外1筆、合計面積は、11,484㎡です。申請人は、 です。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫、ハッチ上屋、牧草ロール置場、農作業場、通路。申請事由は、既存施設が手狭となったため、新たに農業用施設を建築するというものです。所在につきましては、北見市立西相内多目的地域会館から西南西に約1km進んだところに位置しております。

番号3番、「番号2番」と同様に、令和元年10月16日に福田委員、高橋委員と共に事前調査を行いました。土地の表示につきましては、西相内 、面積は、1,440㎡です。申請人は、 です。転用目的及び計画の内容は、牛舎、堆肥舎、通路。申請事由は、申請地には、過去に建築した農業用施設があるが、農地転用許可の手続きを失念していることが判明したため、転用を追認願うというものです。所在につきましては、北見市立西相内多目的地域会館から西南西に約1km進んだところに位置しております。

以上、特に問題は無いと判断いたしました。ご協議の程、よろしくお願いいたします。

議長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班よりお願いいたします。

17番
(杉山 茂樹君)

番号4番についてご説明いたします。

令和元年10月16日に前澤委員、大林委員と共に事前調査を行いました。土地の表示につきましては、若松 外4筆、合計面積は、7,610.73㎡です。申請人は、 さんです。転用目的及び計画の内容は、太陽光発電施設。申請事由は、売電収入を得るため、太陽光発電施設を設置するというものです。所在につきましては、ペット霊園風の丘から南東に約20m進んだところに位置しております。

以上、特に問題は無いと判断いたしました。ご協議の程、よろしくお願いいたします。

議長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。

よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第5、『議案第3号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく北見市農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の4ページから5ページでございます。

議案第3号 「農業振興地域の整備に関する法律に基づく北見市農業振興地域整備計画の変更について」ご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による北見市農業振興地域整備計画の変更について、同法施行規則第3条の2第2項に基づき北見市長から意見を求められたものでございます。

今回の案件5件につきまして、地域調整班会議で審議していただきました内容を、事務局より一括してご説明いたします。

番号1番、土地の表示は、上仁頃 外1筆、現況は、「畑」、面積は、1,930㎡。所有者は、 さん。申請者は、 さんです。土地利用計画は、農地。申請理由は、農地として利用するため。申請区分は、編入です。

番号2番、土地の表示は、西相内 外1筆、現況は、「畑」、合計面積は、11,484㎡。所有者及び申請者は、 さんです。土地利用計画は、農業用倉庫、ハッチ上屋、牧草ロール置場、農作業場、通路。申請事由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更、転用計画は、有です。

番号3番、土地の表示は、美園 外1筆、現況は、「田」、合計面積は、919㎡。所有者及び申請者は、 さんです。土地利用計画は、農家住宅、庭、車輛置場。申請事由は、農家住宅用地として利用するため。申請区分は、除外、転用計画は、有です。

番号4番、土地の表示は、豊地 外1筆、現況は、「畑」、合計面積は、2,256㎡。所有者及び申請者は、 さんです。土地利用計画は、農地。申請事由は、農地として利用するため。申請区分は、編入です。

番号5番、土地の表示は、広郷 外2筆。現況は、「公衆用道路」、合計面積は、1,983㎡。所有者及び申請者は、 さんです。土地利用計画は、公衆用道路。申請事由は、道路用地として利用するため。申請区分は、除外、転用計画は無です。

なお、農業振興地域整備計画の変更に係る面積は、5ページ欄外に記載のとおり、「編入」3筆、「用途変更」2筆、「除外」5筆、合計面積は18,572㎡であります。

以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おわかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議 長

異議なしと認めます。

- (鎌口 幹雄君) よって、本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第6、『議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
- 農地課長
(市山 恵一君) 議案の6ページから8ページでございます。
議案第4号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
今回、北見市長より付議された案件は、賃借権が7件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
なお、集積計画に係る地目及び面積は、8ページ欄外に記載のとおり「田」が12筆、「畑」が51筆で、合計面積は401,066.95㎡であります。
以上でございます。
- 議 長
(鎌口 幹雄君) 事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。
- 10番
(安斉 誠一君) 番号1番、2番についてご説明いたします。
番号1番、権利の設定等をする者、 。権利の設定等を受ける者、
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は220,000円、10aあたり2,500円です。
番号2番、権利の設定等をする者、 。権利の設定等を受ける者、
です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は150,000円、10aあたり1,800円です。
以上でございます。
- 議 長
(鎌口 幹雄君) つづきまして、第2班よりお願いいたします。
- 6番
(福田 保志君) 番号3番についてご説明いたします。
権利の設定等をする者、 。権利の設定等を受ける者、
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は360,000円、10aあたり3,900円です。
以上でございます。
- 議 長
(鎌口 幹雄君) つづきまして、第3班よりお願いいたします。
- 1番
(前澤 一幸君) 番号4番から7番についてご説明いたします。
番号4番、権利の設定等をする者、
さん。権利の設定等を受ける者、
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は51,000円、10aあたり3,000円です。
番号5番、権利の設定等をする者、
さん。権利の設定等を受ける者、
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は523,000円、10aあたり10,100円です。
番号6番、権利の設定等をする者、
さん。権利の設定等を受ける者、
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は540,000円、10aあたり10,000円です。

番号7番、権利の設定等をする者、
さん。権利の設定等を受ける者、
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は
97,000円、10aあたり9,900円です。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君) 地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて
おります議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(鎌口 幹雄君) なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議
ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長
(鎌口 幹雄君) 異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第7、『議案第5号 現況証明願について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君) 議案の9ページでございます。
議案第5号、「現況証明願について」ご説明いたします。
このことについて、下記のとおり願出があったので、審議の上、適否の決定
を求めるというものであります。
願出件数は1件で、願出理由は「地目変更登記」のためでございます。
番号1番、所在及び地番は、開成、公簿地目は「畑」、現況は「農
地・採草放牧地以外」、面積は1,821㎡、利用状況は「山林」、所有者及び願
出人は、
さんです。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君) 事務局からの説明が終了しましたが、この案件については、地域調整班の協
議を経ておりますので、第3班よりご説明をお願いいたします。

17番
(杉山 茂樹君) 番号1番について、ご説明いたします。
令和元年10月16日に前澤委員、岡部委員の2名とともに現地調査を行い、
現況が「農地・採草放牧地以外」であることを確認しました。また、利用状況
については、「山林」と確認しました。
以上、ご報告いたします。

議長
(鎌口 幹雄君) 地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて
おります議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(鎌口 幹雄君) なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございま

せんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第8、『報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の10ページから11ページでございます。
報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明いたします。

届出件数は、所有権(相続)が4件であります。

番号1番、所在及び地番は、小泉 「畑」、外「畑」3筆、合計面積は7,610㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は令和元年9月25日、受理通知日は令和元年9月30日です。

番号2番、所在及び地番は、小泉 「畑」、外「畑」2筆、合計面積は22,351㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は令和元年9月25日、受理通知日は令和元年9月30日です。

番号3番、所在及び地番は、小泉 「畑」、外「畑」3筆、合計面積は16,166㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は令和元年9月25日、受理通知日は令和元年9月30日です。

番号4番、所在及び地番は、美園 「畑」、外「田」3筆、「畑」5筆、合計面積は50,175㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さん(持分2分の1)、 さん(持分2分の1)です。届出日は令和元年10月3日、受理通知日は令和元年10月8日です。

なお、届出に係る地目及び面積は、11ページ欄外に記載のとおり、「田」が3筆、「畑」が17筆で、合計面積は96,302㎡であります。

これらの案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処分をいたしました。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします、
本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。
次に、日程第9、『報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の12ページでございます。
報告第2号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」ご説明いたします。

今回の届出は、所有権が1件であります。

番号1番、所在及び地番は、東相内町 「畑」、面積は295㎡です。
譲渡人は、 さん、譲受人は、 さんです。転用目的及び計画の
内容は、住宅です。届出受理年月日は、令和元年9月27日、届出処理年月日は、
令和元年10月4日です。

この案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき
事務局長が専決処分をいたしました。

以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されてお
ります議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
本案は、報告のとおり了承することといたします。

議 長
(鎌口 幹雄君)

以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。
それではこれにて、令和元年第6回北見市第一農業委員会総会を閉会いたし
ます。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年10月25日

議 長 鎌 口 幹 雄

署名委員 大 林 実

署名委員 馬 場 正 寛